

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	奥出雲町		
計画期間 実施期間	H19年度～ H19年度～	H23年度 H23年度	総事業費(交付金) 226,000千円 (124,300千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本計画と適合しているか	✓	本事業の導入により、本地区の定住を確保し、活性化を図るものである
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	✓	新町建設計画並びに農村振興基本計画書において、総合的な基盤整備を実施することとされている
事業の推進体制は整備されているか	✓	平成18年4月金川地区ほ場整備事業推進協議会を設立
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	✓	定住の確保を図るものである
計画期間・実施期間は適切か	✓	土地改良事業の手続き等を勘案すると妥当と考える
交付金要望額は交付限度額の範囲内か	✓	$124,300 \text{千円} \leq 226,000 \text{千円} \times 55\%$

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	✓	該当しない
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	✓	道水路等交付対象施設は全て耐用年数 5 年を超えるものである
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産大臣官房長通知）により適切に行われているか)	✓	土地改良事業における経済効果の測定方法に基づき算定
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となることが見込まれるか(アンケートによる場合は賛成が過半数を占めているか)	✓	経済効果算定効果の総括表のとおり
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	✓	実施要綱別表に定めるとおりである
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	✓	当該事業は土地改良財産の整備であり、目的外使用はない
施設等の利活用の見通し等は適正か	—	
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地域の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
事業費積算等は適正化か		
過大な積算としていないか	✓	農林水産省土地改良工事積算基準に準拠し積算
建設・整備コストの低減に努めているか	✓	再生資材や既設の製品水路を再利用することによりコスト低減に努める
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
備品は交付対象として適正化（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	✓	町の中期財政計画に計上している
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	✓	受益者において適切に管理することとする
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
地域産物等を供給する施設の場合は、地場製品の生産・供給体制の確立について検討を加えているか	—	

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入してすること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。